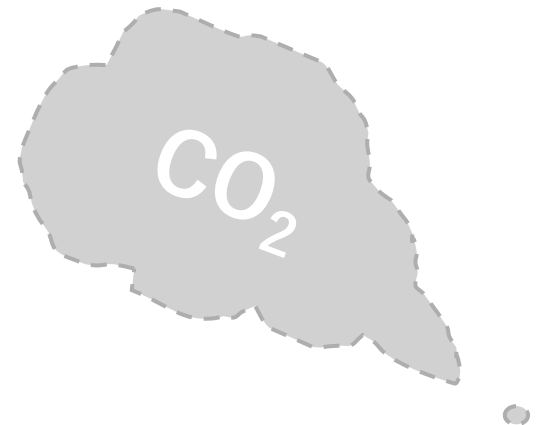


電力利活用事業の補助対象範囲の概要について

化石燃料由来の電力に代えて、**ごみ処理施設や産業廃棄物処理施設で発電・供給される電力を地域で利活用**することで、エネルギー起源CO₂排出量を削減する設備設置に対し、国費による補助が行われます。

この**電力への代替**に必要となる、**供給設備および需要設備の改造、または新たな設備の導入**に要する費用が補助対象となります。



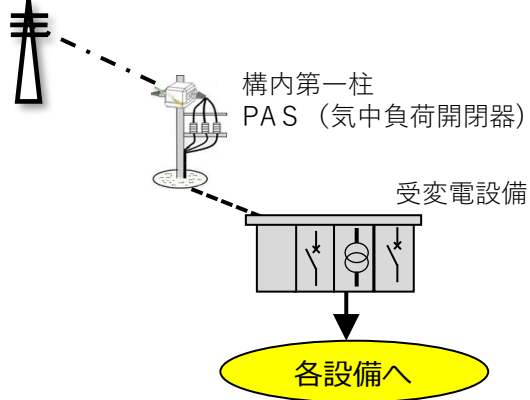
電力利活用事業の補助対象範囲（発電した電力を、自営線で近隣の公共施設等及び関連企業等に供給する場合）

ごみ処理施設や産業廃棄物処理施設で発電した電力を、自営線にて公共施設等及び地域の関連企業等に供給する設備が、補助対象となります。

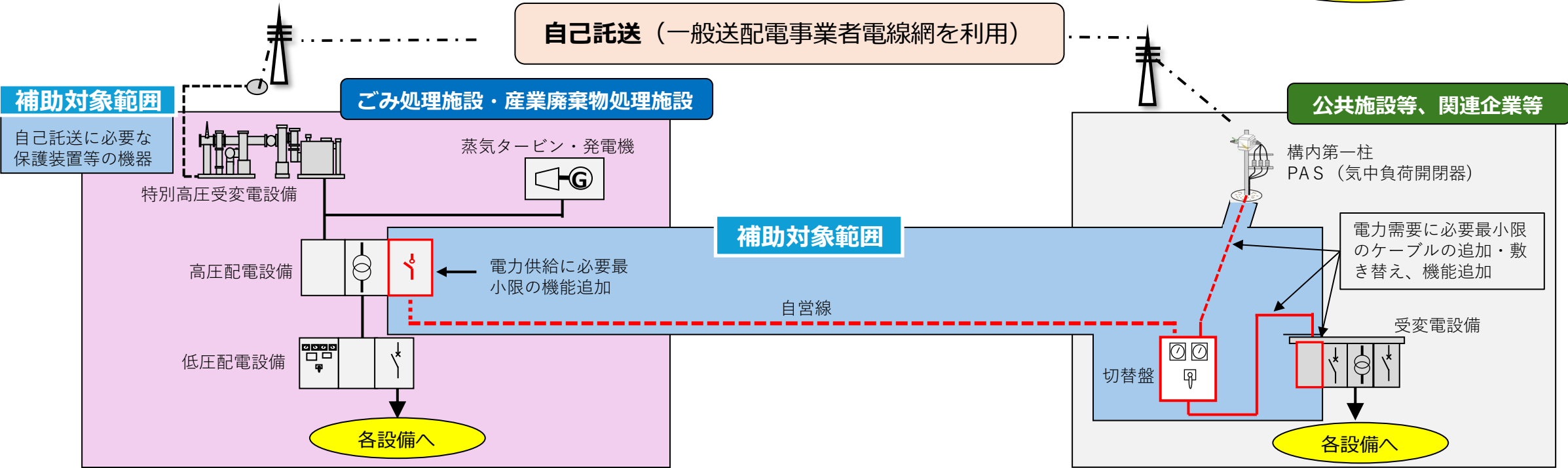
※自己託送を行う場合は、発電事業者と需要家の関係性により特定供給許可が必要

※自営線による電力供給の場合には、電気事業法等の規定を十分に確認し、電力供給の可否確認が必要

<従来の方式>



<ごみ処理施設・産業廃棄物処理施設で発電した電力で代替した場合>



※図は補助対象設備の基本例です。詳細は交付規程、公募要領をご覧ください。不明な点などありましたら、当協会へお問い合わせください。

電力利活用事業の補助対象範囲（発電した電力を、自営線で近隣の公園の照明や防犯灯に供給する場合）

- ごみ処理施設や産業廃棄物処理施設で発電した電力を、自営線にて近隣の公園の照明や防犯灯に供給する設備が、補助対象となります。
- ※自己託送を行う場合は、発電事業者と需要家の関係性により特定供給許可が必要
 - ※自営線による電力供給の場合には、電気事業法等の規定を十分に確認し、電力供給の可否確認が必要

